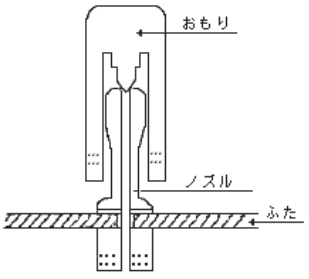


○消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈の一部を改正する通達（新旧対照表）

別表			別表		
改正後			改正前		
特定製品の区分	技術上の基準	解釈	特定製品の区分	技術上の基準	解釈
1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	<p>1～9 [略]</p> <p>10 通常の使用状態において、取っ手の温度は室温プラス40度以下であること。</p>	<p>1～9 [略]</p> <p>10 内容積の70パーセント（本体に定量の表示のあるものにあつては、その量。）の水を入れて圧力調整装置が作動するまで加熱したとき、取っ手の手が触れる部分の温度が室温プラス40度以下であることを温度計等により確認すること。</p> <p>測定は、日本工業規格S2093（1996）「家庭用ガス燃焼機器の試験方法」に定める図1-5の各部の温度上昇の木壁表面温度測定装置により行う。</p> <p>図1-5 [略]</p> <p>測定の時点は、圧力調整装置の回転、振動又は浮上りがはじまってからその状態を保つための最小限の加熱状態にして約15分後とする。</p> <p>なお、両手式又は片手式の測定箇所は図1-6のA点とする。ただし、補助取っ手は測定しないものとする。</p> <p>「室温」とは、取っ手の温度を測定するときの試験室の気温をいう。ただし、室温は25度プラスマイナス5度の範囲に調整するものとする。</p> <p>図1-6 [略]</p>	<p>1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま</p> <p>1～9 [略]</p> <p>10 通常の使用状態において、取っ手の温度は室温プラス40度以下であること。また、取扱説明書にミトン等を用いて、<u>やけどに注意する旨の事項を記載してあること。</u></p>	<p>1～9 [略]</p> <p>10 通常の使用状態において、取っ手の温度は室温プラス40度以下であること。また、取扱説明書にミトン等を用いて、<u>やけどに注意する旨の事項を記載してあること。</u></p>	<p>1～9 [略]</p> <p>10 内容積の70パーセント（本体に定量の表示のあるものにあつては、その量。）の水を入れて圧力調整装置が作動するまで加熱したとき、取っ手の手が触れる部分の温度が室温プラス40度以下であることを温度計等により確認すること。</p> <p>測定は、日本工業規格S2093（1996）「家庭用ガス燃焼機器の試験方法」に定める図1-5の各部の温度上昇の木壁表面温度測定装置により行う。</p> <p>図1-5 [略]</p> <p>測定の時点は、圧力調整装置の回転、振動又は浮上りがはじまってからその状態を保つための最小限の加熱状態にして約15分後とする。</p> <p>なお、両手式又は片手式の測定箇所は図1-6のA点とする。ただし、補助取っ手は測定しないものとする。</p> <p>「室温」とは、取っ手の温度を測定するときの試験室の気温をいう。ただし、室温は25度プラスマイナス5度の範囲に調整するものとする。</p> <p>図1-6 [略]</p> <p><u>「取扱説明書にミトン等を用いて、やけどに注意する旨の事項を記載してあること。」は、構造上又は使用の方法上、取っ手の温度が高温にならないことが明らかな場合には適用しないものとする。</u></p>
11 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。）をもつて代えることができる。	<p>11 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。）をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>11 (1) 表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。以下、<u>本項において同じ。</u></p> <p><u>「容易に消えない方法」とは、印刷、刻印、ラベルの貼付によるものとする。</u></p> <p>(2) <u>「安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項」とは、少なくとも次の事項を製品本体へ表示又は取扱説明書に記載す</u></p>	<p>11 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。）をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>11 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。）をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>11 表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視及び触感により確認すること。</p>

		<p>ること。</p> <p>イ 取っ手を持つ際は、ミトン等を用いて、やけどに注意する旨（製品の構造上又は使用の方法上、取っ手の温度が高温にならないことが明らかな場合には適用しない。）</p> <p>ロ 圧力調整装置及び安全装置の清掃の方法</p> <p>ハ ふたに取っ手があるものは、ふたを持って移動しない旨</p> <p>(注) 1 [略]</p> <p>2 現在使用されている圧力調整装置及び安全装置の名称の参考例は、次のとおりである。</p> <p>(1) 圧力調整装置 [略]</p> <p>(2) 安全装置</p> <p>① スプリング式 [略]</p> <p>② ゴムブッシュ式 [略]</p> <p>③ チップ式 [略]</p> <p>④ 温度ヒューズ式 [略]</p> <p>⑤ その他のもの（共管式） [略]</p> <p>⑥ その他のもの（おもり式）</p> 			
2. ～ 5. [略]	[略]	[略]	2. ～ 5. [略]	[略]	[略]
6. 浴槽用温水循環器	<p>1 [略]</p> <p>2 試験は、試験用毛髪を吸入口に置いた上で、浴槽用温水循環器に定格電圧を供給し、浴槽用温水循環器の動作中に試験用毛髪を一方の側から他方の側へ2.5分間にわたって吸入口に吸い込まれるよう動かした上で、垂直の方向及び垂直より約40度の角度の方向に当該試験用毛髪が吸入口から離れるまで引っ張り、その力を測定する試験とする。ただし、試験に用いる試験用毛髪は、次の</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 引っ張り力の測定は、試験用毛髪に取り付けた棒に保持リング、ワイヤー等の適切なジグを介して取り付けたプッシュブルゲージ等（測定した最大値を保持又は記録することができるものであって、測定精度が0.1ニュートン以上で、かつ30ニュートンまで測定することができるもの。）の測定機器を移動させることによる。引っ張り力の測定は、図6-3に示す試験用毛髪の前部分の先端が吸入</p>	6. 浴槽用温水循環器	<p>1 [略]</p> <p>2 試験は、試験用毛髪を吸入口に置いた上で、浴槽用温水循環器に定格電圧を供給し、浴槽用温水循環器の動作中に試験用毛髪を一方の側から他方の側へ2.5分間にわたって吸入口に吸い込まれるよう動かした上で、垂直の方向及び垂直より約40度の角度の方向に当該試験用毛髪が吸入口から離れるまで引っ張り、その力を測定する試験とする。ただし、試験に用いる試験用毛髪は、次の</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 引っ張り力の測定は、試験用毛髪に取り付けた棒に保持リング、ワイヤー等の適切なジグを介して取り付けたプッシュブルゲージ等（測定した最大値を保持又は記録することができるものであって、測定精度が0.1ニュートン以上で、かつ30ニュートンまで測定することができるもの。）の測定機器を移動させることによる。引っ張り力の測定は、図6-3に示す試験用毛髪の前部分の先端が吸入</p>

- (1) 及び(2)の欄に掲げる引張方向に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)の欄に定めるものとする。
- (1) 垂直の方向 50グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪
- (2) 垂直より約40度の方向 180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪(ただし、浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合のカバーを外した状態での試験においては、2(1)に掲げる毛髪)

口の上縁に位置するよう垂らした状態のプッシュプルゲージ等の値を0として開始する。

図6-3 [略]

「試験用毛髪を吸入口に置く」とは、次のように置くことをいう。

イ 温水循環器の運転を停止させた状態で、試験用毛髪の固定部分を吸入口の鉛直方向上向き約200ミリメートルの位置に来よう棒を持ち、試験用毛髪の自由部分を可能な限り吸入口に接触させるよう試験用毛髪を垂らす。

なお、吸入口が下向きである等試験用毛髪を吸入口に接触させることが困難な場合には、可能な限り試験用毛髪を近づけることとする。

ロ 前述の位置に保持したまま、試験用毛髪に揺れ等がなくなるまで放置する。

参考例は、図6-4のとおりである。

図6-4 [略]

ジェット噴流機能、泡発生機能等、試験用毛髪が吸入口へ吸い込まれる際の妨げとなるおそれのある機能を運転させる場合には、吸入口付近に囲いを作る、若しくはジェット噴出口にホースなどを取り付けて吸入口から離れたところに水を排出する等可能な限り試験用毛髪への影響を少なくさせる措置を講じる。参考例は、図6-5-1、図6-5-2のとおりである。ただし、吸入口と噴出口が構造上一体であり、かつ、毛髪がジェット噴出口から排出される温水により吹き飛ばされ、吸入口に吸い込まれにくい構造を有する温水循環器であつて、試験用毛髪を吸入口に置いた上で、温水循環器に定格電圧を供給したとき、吸入口に吸い込まれた試験用毛髪が絡まずに吹き飛ばされるものについては、本措置は適用しない。

「吸入口と噴出口が構造上一体」とは、吸入口及び噴出口とポンプが1対1の関係にあり、吸入から噴出までの循環過程が1つの環状で閉じられている構造を有し、設計上、噴出口の異常等によって噴出が停止したとき、吸入が継続しないものをいう。

「試験用毛髪が絡まずに吹き飛ばされるもの」とは、試験用毛髪が吸入口に吸い込まれないもの又は吸い込まれるものであつて、その状態で引っ張り力の測定を行い、試験用毛髪が吸入口から完全に離れるまで引き上げた時点

- (1) 及び(2)の欄に掲げる引張方向に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)の欄に定めるものとする。
- (1) 垂直の方向 50グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪
- (2) 垂直より約40度の方向 180グラムの人間の毛髪を、直径25ミリメートルで長さ300ミリメートルの木製の棒に取り付けた毛髪(ただし、浴槽用温水循環器の吸入口に取り外し可能なカバーがある場合のカバーを外した状態での試験においては、2(1)に掲げる毛髪)

口の上縁に位置するよう垂らした状態のプッシュプルゲージ等の値を0として開始する。

図6-3 [略]

「試験用毛髪を吸入口に置く」とは、次のように置くことをいう。

イ 温水循環器の運転を停止させた状態で、試験用毛髪の固定部分を吸入口の鉛直方向上向き約200ミリメートルの位置に来よう棒を持ち、試験用毛髪の自由部分を可能な限り吸入口に接触させるよう試験用毛髪を垂らす。

なお、吸入口が下向きである等試験用毛髪を吸入口に接触させることが困難な場合には、可能な限り試験用毛髪を近づけることとする。

ロ 前述の位置に保持したまま、試験用毛髪に揺れ等がなくなるまで放置する。

参考例は、図6-4のとおりである。

図6-4 [略]

ジェット噴流機能、泡発生機能等、試験用毛髪が吸入口へ吸い込まれる際の妨げとなるおそれのある機能を運転させる場合には、吸入口付近に囲いを作る等可能な限り試験用毛髪への影響を少なくさせる措置を講じる。参考例は、図6-5のとおりである。

でのプッシュブルゲージ等の値が20ニュートン以下のものをいう。

[図6-5-1略]

図6-5-1 ジェット噴流機能等の影響を少なくさせる措置の例(ついたてを用いたもの)

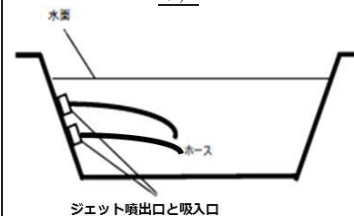


図6-5-2 ジェット噴流機能等の影響を少なくさせる措置の例(ホースを用いたもの)

「定格電圧を供給」とは、次の条件で定格電圧をポンプ等の動力に供給することをいう。

イ 電源電圧は安定器等を用いて定格電圧に等しい電圧とする。

ロ 吸入口からの吸入量が最大となるよう温水循環器の稼働条件を設定する。

ハ 定格周波数が50ヘルツ及び60ヘルツ共用のものは、吸入量が多い周波数とする。

「試験用毛髪を一方の側から他方の側へ2.5分間にわたって動かす」とは、試験用毛髪の固定部分を前後左右上下に2.5分間にわたって動かすことをいう。

なお、前後左右上下への動作に当たっては、試験用毛髪が吸入口から離れない程度に動かすこととする。

「吸入口に吸い込まれるよう動かす」とは、可能な限り吸入口に試験用毛髪が張り付くよう(吸入口の全面を覆うよう)又は吸い込まれるよう、図6-6に示すように試みることをいう。

図6-6 [略]

図6-7-1 [略]

図6-7-2 [略]

試験用毛髪の引っ張り速度は、10ミリメートル毎秒以下とする。

測定値は、試験用毛髪が吸入口から完全に離れるまで引き上げた時点での

[図6-5略]

図6-5 ジェット噴流機能等の影響を少なくさせる措置の例

「定格電圧を供給」とは、次の条件で定格電圧をポンプ等の動力に供給することをいう。

イ 電源電圧は安定器等を用いて定格電圧に等しい電圧とする。

ロ 吸入口からの吸入量が最大となるよう温水循環器の稼働条件を設定する。

ハ 定格周波数が50ヘルツ及び60ヘルツ共用のものは、吸入量が多い周波数とする。

「試験用毛髪を一方の側から他方の側へ2.5分間にわたって動かす」とは、試験用毛髪の固定部分を前後左右上下に2.5分間にわたって動かすことをいう。

なお、前後左右上下への動作に当たっては、試験用毛髪が吸入口から離れない程度に動かすこととする。

「吸入口に吸い込まれるよう動かす」とは、可能な限り吸入口に試験用毛髪が張り付くよう(吸入口の全面を覆うよう)又は吸い込まれるよう、図6-6に示すように試みることをいう。

図6-6 [略]

図6-7-1 [略]

図6-7-2 [略]

試験用毛髪の引っ張り速度は、10ミリメートル毎秒以下とする。

測定値は、試験用毛髪が吸入口から完全に離れるまで引き上げた時点での

	<p>3 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 吸入口に毛髪が吸い込まれるおそれがあるので注意すること、吸入口のカバー等がゆるんだ状態又は外れた状態で運転しないこと、運転中に浴槽内に潜らないこと、子供が入浴する際には十分注意することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>プッシュプルゲージ等の値とする。</p> <p>3 表示は読みやすく、容易に理解できること。また、目視により確認すること。</p> <p>「容易に消えない方法」とは、印刷、刻印、ラベルの貼付によるものとする。</p> <p>「適切に表示されている」とは、浴槽用温水循環器及びそれに付随して販売され、接続されて使用されるものの外表面の見やすい箇所に表示をすることをいう。</p> <p>ここで、「それに付随して販売され、接続されて使用されるもの」とは、循環装置操作パネル、セットで販売される浴槽等を指す。</p> <p>また、「外表面の見やすい箇所」とは、浴室内で循環装置を動作させるときに、表示の内容を確認できる箇所をいう。</p> <p>参考例は、図6-8-1～図6-8-3のとおりである。</p> <p>図6-8-1 [略]</p> <p>図6-8-2 [略]</p> <p>図6-8-3 [略]</p>		<p>3 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 吸入口に毛髪が吸い込まれるおそれがあるので注意すること、吸入口のカバー等がゆるんだ状態又は外れた状態で運転しないこと、運転中に浴槽内に潜らないこと、子供が入浴する際には十分注意することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>プッシュプルゲージ等の値とする。</p> <p>3 目視により確認すること。</p> <p>「容易に消えない方法」とは、印刷、刻印、ラベルの貼付によるものとする。</p> <p>「適切に表示されている」とは、浴槽用温水循環器及びそれに付随して販売され、接続されて使用されるものの外表面の見やすい箇所に表示をすることをいう。</p> <p>ここで、「それに付随して販売され、接続されて使用されるもの」とは、循環装置操作パネル、セットで販売される浴槽等を指す。</p> <p>また、「外表面の見やすい箇所」とは、浴室内で循環装置を動作させるときに、表示の内容を確認できる箇所をいう。</p> <p>参考例は、図6-8-1～図6-8-3のとおりである。</p> <p>図6-8-1 [略]</p> <p>図6-8-2 [略]</p> <p>図6-8-3 [略]</p>
7. ～9. [略]	[略]	[略]	7. ～9. [略]	[略]	[略]
10. ライター	<p>1 火炎を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること。</p> <p>2 火炎の高さは、使用者の想定を超える高さとならないよう制限されたものであること。</p> <p>3 火炎の高さを調整する機構は、使用者が意図する火炎の高さになるように適切に行うことができる構造であること。</p> <p>4 燃料がガスのものにあつては、燃焼を行ったとき、火炎のばらつきがないこと。</p> <p>5 火炎の消火は、使用者が想定する時間内で適切に行えること。</p> <p>6 燃料がガスのものにあつては、燃料の充填量が適切であること。</p> <p>7 外部の形状は、仕上げが良好であり、手足を傷つけるおそれのある割れその他の欠点がないこと。</p> <p>8 燃料適性試験を行ったとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。</p> <p>9 燃料を再充填できるものにあつては、注入口の閉鎖部材から燃料の漏れがないこと。</p> <p>10 耐落下性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>11 耐熱性試験を行ったとき、各部</p>	<p>1～15 ライターの機能的要求及び構造にあつては、日本工業規格S4801(2018)たばこライター安全仕様4機能的要求事項及び5構造又は日本工業規格S4802(2018)多目的ライター安全仕様4機能的要求事項、5構造及び6多目的ライターの燃料注入に適合すること。なお、日本工業規格S4801(2018)たばこライター安全仕様6.7燃料充填量試験及び6.10耐内圧性試験又は日本工業規格S4802(2018)多目的ライター安全仕様8.10耐内圧性試験及び8.12燃料充填量試験において、燃料の種類及び化学成分を明らかにしなければならない場合には、ガス製造事業者又は検査機関におけるガスクロマトグラフ分析データを用いることができる。また、ライターの火炎を生成する機構にあつては、日本工業規格S4803(2018)たばこライター及び多目的ライター操作力又は操作力及び操作変位による幼児対策(チャイルドドレジスタンス機能)安全仕様の5機能的要求事項に適合すること又はこれと同等以上のものであること。</p> <p>「これと同等以上のもの」とは、米国16 C. F. R. PART1210又は16 C. F. R. PAR</p>	10. ライター	<p>1 火炎を生成する機構は、不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にするため、意図的な手動操作を必要とする構造であること。</p> <p>2 火炎の高さは、使用者の想定を超える高さとならないよう制限されたものであること。</p> <p>3 火炎の高さを調整する機構は、使用者が意図する火炎の高さになるように適切に行うことができる構造であること。</p> <p>4 燃料がガスのものにあつては、燃焼を行ったとき、火炎のばらつきがないこと。</p> <p>5 火炎の消火は、使用者が想定する時間内で適切に行えること。</p> <p>6 燃料がガスのものにあつては、燃料の充填量が適切であること。</p> <p>7 外部の形状は、仕上げが良好であり、手足を傷つけるおそれのある割れその他の欠点がないこと。</p> <p>8 燃料適性試験を行ったとき、燃料に対して、構成部品の劣化がないこと。</p> <p>9 燃料を再充填できるものにあつては、注入口の閉鎖部材から燃料の漏れがないこと。</p> <p>10 耐落下性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>11 耐熱性試験を行ったとき、各部</p>	<p>1～15 ライターの機能的要求及び構造にあつては、日本工業規格S4801(2018)たばこライター安全仕様3機能的要求事項及び4構造又は日本工業規格S4802(2018)多目的ライター安全仕様3機能的要求事項、4構造及び5多目的ライターの燃料注入に適合すること。また、ライターの火炎を生成する機構にあつては、日本工業規格S4803(2018)たばこライター及び多目的ライター操作力による幼児対策(チャイルドドレジスタンス機能)安全仕様の5機能的要求事項に適合すること又はこれと同等以上のものであること。</p> <p>なお、「これと同等以上のもの」とは、米国16 C. F. R. PART1210又は16 C. F. R. PART1212に示された方法又は欧州EN13869に示された方法で行われた試験等の十分な技術的根拠により技術基準に適合していると判断し得るものをいう。</p> <p>また、1の「不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にする」とは、聴覚若しくは視覚効果で楽しませることにより子供に興味を与えることがないものであること、又は、7の「その他の欠点がない」とは、物理的形状若しくは機能で楽しませることにより</p>

	<p>に異状が生じないこと。</p> <p>1 2 燃料がガスのものであつては、耐内圧試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>1 3 耐火炎性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>1 4 耐繰返し燃焼性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>1 5 耐連続燃焼性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>1 6 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 子供の手の届くところに置かないこと、50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと及び使用后、火炎が消えていることを確認することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>T 1 2 1 2 に示された方法又は欧州 E N 1 3 8 6 9 に示された方法で行われた試験等の十分な技術的根拠により技術基準に適合していると判断し得るものをいう。</p> <p>また、1の「不注意による点火又は自然点火の可能性を最小限にする」とは、聴覚若しくは視覚効果で楽しませることにより子供に興味を与えることがないものであること、又は、7の「その他の欠点がない」とは、物理的形狀若しくは機能で楽しませることにより子供に興味を与えることがないものであることを含むものとする。つまり、米国 1 6 C. F. R. PART 1 2 1 0、1 6 C. F. R. PART 1 2 1 2 及び欧州 E N 1 3 8 6 9 に示されたノベルティライターに該当しないものであること。</p> <p>具体的には、以下のようなもの又は以下のような機能を付属的に付加することで子供の興味を引くものでないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形状がアニメや漫画のキャラクター、玩具、銃、時計、電話、楽器、乗り物、人体又は人体の一部、動物、食べ物又は飲み物等に似せているもの</li> <li>・光によって、上記の絵を映し出すもの</li> <li>・ピカピカと点滅する光を出すもの</li> <li>・メロディーを奏でるもの</li> </ul> <p>1 6 表示は製品本体へ表示し、読みやすく、容易に理解できること。また、目視により確認すること。</p> <p>「容易に消えない方法」とは、印刷、刻印、ラベルの貼付によるものとする。また、多目的ライターにあつては、<u>日本工業規格 S 4 8 0 2 ( 2 0 1 8 ) 多目的ライター—安全仕様 7. 1. 4. 3</u> "子供から遠ざける"のシンボルが容易に消えない方法により表示されていること。</p>		<p>に異状が生じないこと。</p> <p>1 2 燃料がガスのものであつては、耐内圧試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>1 3 耐火炎性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>1 4 耐繰返し燃焼性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>1 5 耐連続燃焼性試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。</p> <p>1 6 (1) 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</p> <p>(2) 子供の手の届くところに置かないこと、50度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと及び使用后、火炎が消えていることを確認することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。</p>	<p>子供に興味を与えることがないものであることを含むものとする。つまり、米国 1 6 C. F. R. PART 1 2 1 0、1 6 C. F. R. PART 1 2 1 2 及び欧州 E N 1 3 8 6 9 に示されたノベルティライターに該当しないものであること。</p> <p>具体的には、以下のようなもの又は以下のような機能を付属的に付加することで子供の興味を引くものでないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形状がアニメや漫画のキャラクター、玩具、銃、時計、電話、楽器、乗り物、人体又は人体の一部、動物、食べ物又は飲み物等に似せているもの</li> <li>・光によって、上記の絵を映し出すもの</li> <li>・ピカピカと点滅する光を出すもの</li> <li>・メロディーを奏でるもの</li> </ul> <p>1 6 目視により確認すること。</p> <p>「容易に消えない方法」とは、印刷、刻印、ラベルの貼付によるものとする。また、多目的ライターにあつては、<u>日本工業規格 S 4 8 0 2 ( 2 0 1 0 ) 多目的ライター—安全仕様 6. 1. 4. 3</u> "子供から遠ざける"のシンボルが容易に消えない方法により表示されていること。</p>
--	--	--	--	--	---